

第二百七十号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

付則第二十九条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（職員の退職手当に関する条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)の施行による雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)及び国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の改正等を踏まえ、規定を整備する必要がある。